

太子町男女共同参画推進条例 を制定しました



一人ひとりが自立し 対等に参画する新しい社会

平成26年4月
太子町

太子町男女共同参画推進条例

(目的)

第1条 この条例は、本町における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、住民、教育関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定め、もって男女共同参画の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 住民 町内に住み、働き、若しくは学ぶ者をいう。
- (3) 教育関係者 町内において学校教育、家庭教育、職場教育、社会教育その他の教育活動に携わる者をいう。
- (4) 事業者 町内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 積極的格差改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手に不快感若しくは不利益を与えること又は相手の生活環境を害することをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある男女を含む。)その他密接な関係にある男女の間で行われる暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的又は間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人その他あらゆる人の人権についても尊重されること。
- (3) 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会制度及び慣行は、男女の社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことのないよう見直されること。
- (4) 町における施策又は事業所若しくは各種の団体における方針の立案及び決定に、男女が対等に参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、ともに家事、育児、介護等の家庭生活における活動を協力して担うとともに、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に対等に参画できること。

男女共同参画推進条例って 男女共同参画とは

どんな条例？

男女共同参画社会とは、性別にとらわれず一人ひとりが大切にされ、社会の対等な構成員として、その個性と能力を最大限に発揮できるような社会をいいます。

伝統や文化に配慮しつつ、固定化された男女の役割にとらわれず自らの意思によって、社会のあらゆる分野に対等に参画し、喜びも責任も分かち合う社会をめざしましょう。

どうして制定されたの？



(6) 男女が、対等な関係の下に互いの身体的特徴及び心身の変化について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(7) 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組と協調して行うこと。

(町の責務)

第4条 町は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置づけ、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差改善措置を含む。以下「推進施策」という。)を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 町は、男女共同参画の推進に関し、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、推進施策の実施に当たっては、住民、教育関係者及び事業者(以下「住民等」という。)と協働して取り組むものとする。

(住民の責務)

第5条 住民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、基本理念に基づき、教育を行うに当たり、男女共同参画の推進に配慮するとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、その事業を行うに当たり、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、仕事と家庭その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 すべての人は、社会のあらゆる分野において、直接的であるか又は間接的であるかを問わず、次に掲げる人権侵害を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

2 すべての人は、性同一性障害を有すること又は先天的に身体上の性別が不明瞭であることにより人権侵害を行ってはならない。

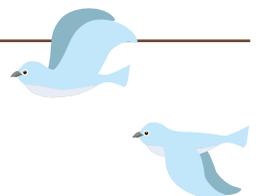
(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

条例を制定する理由

これまで、太子町においては、男女共同参画の実現のため、時代の変遷に沿った様々な施策に取り組んできました。しかし、性別による固定的な役割分担意識や偏った社会通念も依然として根強く残っており、一層の努力が必要といえます。

このような状況を改善するためには、町、住民、教育関係者および事業者みなさんと連携、協力して、男女共同参画のまちづくりに取り組むことが不可欠です。そのために、太子町男女共同参画推進条例を制定しました。



(推進計画の策定等)

第10条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画推進計画(以下「推進計画」という。)を策定する。

- 2 町長は、推進計画を策定するに当たっては、住民、教育関係者及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 町長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 町は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

(広報及び啓発)

第12条 町は、男女共同参画の推進について住民等の理解を深めるため、広報活動及び啓発活動を行う。

(積極的格差改善措置)

第13条 町は、社会のあらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、住民等と協力して積極的格差改善措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備等)

第14条 町は、推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(苦情等及び相談)

第15条 住民等は、推進施策その他の町が実施する施策のうち、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについて苦情又は意見(以下「苦情等」という。)があるときは、その旨を町長に申し出ることができる。

- 2 住民等は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因により人権が侵害されたときは、町長に対し、相談の申出をすることができる。
- 3 前2項の規定による苦情等の申出又は相談の申出があったときは、町長は、速やかに対応し、これを適切に処理するものとする。この場合において、町長は、当該申出を処理するため必要があると認めるときは、関係機関に対し協力を要請するものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

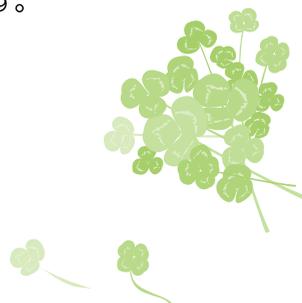
- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以下略

7つの基本理念（条例第3条）

男女共同参画を進めていくための基本となる考え方です。

- 個人としての能力が発揮できる機会の確保
- あらゆる人の人権の尊重
- 社会制度や慣行についての配慮
- 方針の立案や決定の場への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動との両立
- 性に関する相互理解と尊重及び生涯にわたる健康
- 国際的協調



男女共同参画社会のために みんなができること



男女共同参画について理解を深め、それぞれの立場から町が実施する男女共同参画施策に協力するように努めましょう。



住民のみなさんは…

家庭、地域、学校、職場などあらゆる分野で男女共同参画の推進に努めましょう。

教育関係者は…

一人ひとりの個性を伸ばし、互いに人として尊重し合える意識を育てる教育に取り組ましましょう。

事業者のみなさんは…

男女に関係なく、個性や才能を活かして仕事ができるように取り組ましましょう。生活と仕事の調和のとりのしやすい職場環境をつくりましょう。

町は…

男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定、実施します。住民、事業者、教育関係者、他の地方公共団体などと連携・協力しながら男女共同参画の社会づくりに取り組みます。

このような行為や、表現は 男女共同参画の精神に 反します！！

- 性別を理由とする差別的取扱い
- セクシュアル・ハラスメント
- ドメスティック・バイオレンス (DV)
- 性別による固定的な役割分担
- 男女間における暴力的行為を助長、または連想させる表現
- 過度の性的な表現
- 男女共同参画の推進を阻害する表現

こんな考え方も



- 「男性は外で働き、女性は家事や育児をするのがあたりまえ」
- 「男性は女性をリードするべき」
- 「暴力をふるうのは、それなりの理由がある」
- 「男性は言葉が乱暴でもしかたがない」
- 「男性の方が経済力があるのだから、女性が従う方がうまくいく」
- など



相談・問い合わせ先一覧

人権問題に関する相談（全般）

太子町役場	TEL : 0721-98-0300（代表）
みんなの人権 110 番（法務局）	TEL : 0570-003-110
一般財団法人 大阪府人権協会	TEL : 06-6581-8634

女性の人権に関する相談

大阪府女性相談センター	TEL : 06-6949-6022
	TEL : 06-6946-7890
女性の人権ホットライン（法務局）	TEL : 0570-070-810
大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）	TEL : 06-6937-7800
富田林子ども家庭センター	TEL : 0721-25-2065（DV）

子どもの人権に関する相談

子どもの人権 110 番（法務局）	TEL : 0120-007-110
子どもの悩み相談（子ども家庭センター）	TEL : 0120-7285-25（子ども専用）
富田林子ども家庭センター	TEL : 0721-25-2263（虐待通告専用）

太子町 住民室住民人権グループ

〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地
TEL : 0721-98-5515 FAX : 0721-98-2773
E-mail juminjinken@town.taishi.osaka.jp